

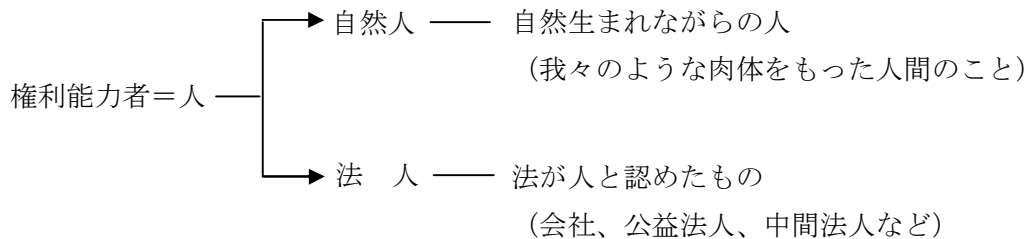
# 第2講 権利の主体・人（自然人）

## 第1章 権利能力

### 1. 権利能力の意義

「権利能力」とは、権利義務の主体となり得る法律上の資格ないし地位をいう。人は権利を持ったり、逆に義務を負ったりしながら生活していくが、この権利や義務を持てる（負える）資格のことである。この資格のある者のことを「権利能力者（権利主体、人）」という。

法律上、権利能力があるのは「人」に限られる。人には二種類がある。

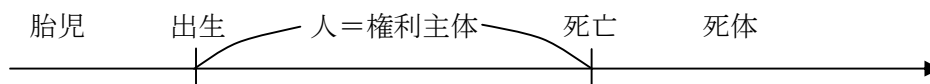


### 2. 権利能力平等の原則

近代法は、すべての人に完全な権利能力を認める（権利能力平等の原則）。これは現代では当然のこととされているが、歴史的には市民革命後のことであり、ごく近時の大原則であるにすぎない。古代の奴隷に権利能力はなく（物と同様権利の客体であった）、また封建時代の農奴のような半自由民は不完全な権利能力しか認められていなかった。我国の民法には権利能力平等の原則を正面から規定した条文はないが、「私権の享有は、出生に始まる」という民法3条I項の規定は、すべて人は生まれながら権利の主体である（客体ではない）という意味でこの原則を間接的に明らかにしたものだと言われている。

### 3. 権利能力の発生

#### (1) 権利能力の始期



(イ) 権利能力の始期は「出生」である（民3 - I）。出生とは、民法では「全部露出説」すなわち母体から全部露出した時（出生の完了）をもって出生とするのが通説である（刑法とは異なる）。出生の時点が明確になるなどの点で「一部露出説」「独

# こんなに解ける！ 確認テスト

— これだけ学ぶだけで、司法試験問題さえ簡単に解けてしまいます —

- 胎児の出生は、戸籍法により一定の期間内に届出をしなければならないが、婚姻の届出と違って手続的なものにすぎず、届出を欠いても権利能力は取得できる（S 4 3）
- 母親は胎児を代理して、父親に対し認知の訴えを提起することができる（H 9）
- 甲は乙の過失による交通事故で死亡したが、甲には妊娠中の妻丙がいた。「胎児は相続及び損害賠償について、死体で生まれることを解除条件として権利能力を認められ、胎児である間もその法定代理人が存在しうる」との見解からは、丙が胎児の損害分まで含めて、出生前に乙と和解契約をしても、胎児が出生したときは、その者に対しては効力がない（S 5 8）
- 未成年者は負担付であっても贈与を受けるときには、法定代理人の同意を要しない（S 4 1）
- 未成年者甲が相続により取得した貸金債権の弁済を受領することにつき、法定代理人の同意がなかったときは、甲は無能力を理由にこれを取り消すことができる（S 5 6）

- 
- × 判例の法定停止条件説からは、母は代理人ではない。
- × 解除条件説からは母が代理人であり、その者が胎児を代理してなした和解契約は胎児を拘束する。
- × 負担付の場合は負担が大きいことも考えられ同意が必要である。
- 元本の受領は元本の消滅をもたらす、法定代理人の同意が必要である。